

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「アスカと関係して良かったと思ってもらえる会社」であり続けるために、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるための組織体制の構築を重要課題と認識しております。

その一貫として、取締役の任期を1年(監査等委員である取締役の任期を2年)とし、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の構築を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

[補充原則1-2-4]

議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳につきましては、機関投資家・外国人株主比率の推移等を勘案しつつ、今後の実施を検討してまいります。

[補充原則3-1-2]

海外投資家に対する英語での情報の開示・提供については、外国人株主比率の推移等を勘案しつつ、今後の実施を検討してまいります。

[原則4-8]

当社は現在、独立社外取締役を1名選任しております。選任は1名ですが、現在の当社事業規模からみて、十分な実効性は確保されていると認識しております。将来的な増員については、当社事業規模の拡大に応じてその都度検討いたします。

[補充原則4-11-3]

当社の取締役会については、十分に議論する時間の確保、社外取締役を含めた取締役からの活発な意見提言により、実効性が十分に確保出来ていると判断しております。実効性の分析・評価は、取締役会の審議のあり方、決議の方法等を監視し検証することで行っておりますが、結果の概要を開示することについては、今後の検討課題であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

[原則1-4]

当社は、取引先や購買先との強固かつ長期的な協力関係を構築するため、政策保有株式を保有することがあります。政策保有株式については、取締役会において都度保有の意義を検証しております。また、政策保有株式に係る議決権の行使に当たっては、保有先企業の提案を無条件に賛成することとはせず、当社との業務提携や取引関係の維持・強化を通じて、当社の企業価値向上に資すると認められるかどうかの観点から議決権行使を行うことを議決権行使の基準としております。

[原則1-7]

当社は、関連当事者間の取引については、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。また、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、期末毎に関連当事者間取引の有無について確認を行う手続きを定め、関連当事者間の取引について監視する体制を構築しております。

[原則3-1]

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するため、以下のとおり、情報開示の充実に努めております。

(1) 会社の目指すところ(経営理念)や経営戦略、経営企画

当社のホームページ及び株主向け報告書において開示しております。

ホームページURL <http://www.aska.co.jp>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

有価証券報告書及び本報告書等において開示しております。

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

有価証券報告書及び本報告書において開示しております。株主総会で決議された総額の範囲内において経営審議会及び取締役会で決定しております。

(4) 取締役等の指名・選任を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役候補者の指名に関しては、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討しております。指名及び選任に当たっての手続きとしては、経営審議会で審議し、取締役会に上程し決議を経て、株主総会の決議により選任しております。

(5) 個々の選任・指名についての説明

取締役会は、経営陣幹部及び取締役候補者の個々の幅広い識見と豊富な経験を検討した上で、選任・指名を決議しております。

[補充原則4-1-1]

取締役会の決定事項については、定款及び法令に定めるほか取締役会規程に定めております。経営陣の業務執行の決定については、職務権限規程等の社内規定に定めており、職務執行を明確にしております。

[原則4-9]

独立社外取締役の選任にあたっては、当社は独立社外取締役の独立性に関する基準を定め、名古屋証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たす適確な人物を選定しております。

[補充原則4-11-1]

当社の取締役会は、会社規模及び事業内容に適合した構成であるべきと考えております。適切かつ機動的な意思決定と職務遂行の監督を両立できる適正な規模とすることを基本方針とし、健全で持続可能な成長が図れるように、構成員のバランスに配慮しております。また、取締役の選任については、適格かつ迅速な意思決定のできる適材適所の観点より総合的に検討し、経営審議会で審議し、取締役会に上程し決議を経て、株主総会の決議により選任しております。

[補充原則4-11-2]

当社の取締役の他の上場会社の役員の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しております。他の上場会社の役員を兼任している取締役の数は合理的な範囲であり、取締役が業務に専念し、その役割・責務を適切に果たすことができる体制となっております。

[補充原則4-14-2]

新任取締役については、取締役として遵守すべき法的な義務・責任等について認識を深めるために外部セミナー等に参加する機会を設けております。また、就任後は必要に応じて適宜に外部研修機関や交流会に参加する機会を設けております。

[原則5-1]

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を以下の通り定め、対応しております。

(1)株主との対話を統括する取締役

総務担当取締役としております。

(2)IR体制

IRを担当する部門を総務部とし、総務部は株主との対話を促進するために、関係部門とで緊密な連携をとっております。

(3)個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み

代表取締役が株主と対話する場を設けております。

(4)フィードバックのための方策

株主との対話の内容は、必要に応じて総務担当取締役が経営審議会・取締役会に報告しております。

(5)インサイダー情報の管理に関する方策

内部者取引に関する規定を定め、インサイダー情報の漏洩防止に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社片山	1,049,600	18.36
ニチアス株式会社	928,440	16.24
片山 敬勝	283,740	4.96
株式会社三井住友銀行	281,600	4.92
アスカ社員持株会	194,960	3.41
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	170,000	2.97
株式会社三菱東京UFJ銀行	150,000	2.62
株式会社愛知銀行	144,000	2.51
株式会社商工組合中央金庫	114,000	1.99
株式会社三重銀行	114,000	1.99

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	11月
業種	輸送用機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	23名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
丹治 正幸	他の会社の出身者					△						
関 裕昭	他の会社の出身者					○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丹治 正幸	○	○	元 三菱自動車工業株式会社執行役員 名古屋製作所所長	当社の取引先でもある三菱自動車工業株式会社を退社後10年以上経過していること及び同社との取引割合が突出していないことから一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。また、同氏は自動車部品事業に関する知識と企業活動に関する豊富な経験を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただけると判断し、独立役員に選任しております。
関 裕昭	○		現 ニチアス株式会社執行役員管理本部 副本部長兼経理部長	ニチアス株式会社において監査部門や経理部門を歴任しており、これら監査や経理に関する豊富な知識と知見を活かして当社の監査体制を強化することを期待して社外取締役に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する組織として、監査室を設置しております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役はおりません。監査室は適宜、監査等委員会の補助業務を行うこととし、当該補助業務に関して、監査等委員会の指示に従うこととしております。また監査室の選任、異動については、事前に監査等委員会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人、監査室は定期的な会議を含め、必要に応じて随時情報及び意見の交換を行うことで連携を高めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

経営の主体者である取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるために、当期純利益に係数を乗じて算出しており、算定式は有価証券報告書に記載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、取締役報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額は、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で、その具体的金額を取締役については取締役会で、監査等委員については監査等委員会の協議により決定することにしております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の職務を補助すべき使用人は、監査室の使用人が兼務しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会を毎月開催し、重要事項の決定並びに業務の執行状況を監督しております。また、毎月上旬に経営審議会を開催し、問題点の早期発見、対策の迅速化など経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しております。当社は、監査等委員会設置会社を採用しており、監査等委員会は、現在社外取締役2名を含む3名で構成されております。監査等委員は取締役会をはじめ社内の主要な会議に出席し取締役の職務遂行の監視をするとともに、内部監査を適時実施し助言や提言を行っております。

当社は、経営の合理化、効率化及び業務の適正な遂行を図ることを目的として、社長の直属に監査室を設置しております。監査室は、監査等委員会と連携し年間の監査計画に基づき継続的に内部監査を実施し、妥当性、効率性を幅広く検証し、監査対象部門に対して監査結果とともに助言や改善提言を行っております。また、必要に応じ会計監査人と情報交換を行うことにより相互の連携を高めております。

当社は、会計監査人として監査法人コスモスを選任しており、同監査法人により適切な監査が実施されております。また、同監査法人は、監査の実施結果を監査等委員会に報告するとともに、必要に応じ監査等委員と情報交換を行うことにより相互の連携を高めております。なお、2016年11月期より当社の会計監査業務を執行している公認会計士は、監査法人コスモスに所属する太田修二、富田昌樹の各氏であり、当該業務にかかわる補助者は、公認会計士3名、その他1名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

以下の理由により、監査等委員会設置会社を選択しております。

- ・取締役会での議決権を持つ、自ら業務執行をしない社外取締役を活用することにより、取締役会の監督機能の強化を図るため。
- ・重要な業務執行の決定を取締役に委任することにより、業務執行の迅速化を図るため。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社はホームページ(http://www.aska.co.jp)上において、タイムリーかつ正確で充実した情報開示に努めております。掲載しているIR資料といたしましては、決算短信、事業報告等であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRは、情報管理責任者として総務担当役員が担当しており、グループの重要情報を一元的に把握することにより、正確かつ迅速な情報開示体制の構築を図っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境方針」を掲げ環境目標・実行計画を策定しております。ISO14001認証取得をして全社をあげて環境保全活動に取り組んでおります。	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社の情報開示に当たっては、金融商品取引法等の関連法令や証券取引所の定める規則に則った適時適切な情報開示を行うとともに、当社ウェブサイト上での情報開示等により、情報の即時性・公正性を目指しております。	

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、2016年8月11日開催の取締役会において以下の通り、業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備しております。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1) コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、環境、災害等発生する可能性があるリスクについては、それぞれの対応部署にて、マニュアルの作成、周知徹底を行いリスクの現実化を未然に防止するように努める。

(2) 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月開催し、重要事項の決定並びに業務の執行状況を監督する。また、毎月上旬に経営審議会を開催し、問題点の早期発見、対策の迅速化など経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) めざすべき企業風土を社風ターゲットとして明確に示し、社員の行動の基準とする。

(2) 社長の直属に監査室を設置する。監査室が定期的を実施する内部監査を通じて、業務が当社の目的、方針、その他諸規程に準拠して、合理的、効率的に行われているかを確認する。

5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 社内規程に従い、子会社に関する経営、財務、総務、その他について全般的な指導管理を行う。

(2) 監査室は、必要に応じて監査を行う。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査室の使用人が兼務する。

7. 6. の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会を補助する使用人の任命、異動等の決定は、監査等委員会の事前の同意を得る。

8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、直ちに監査等委員会に報告する。

(2) 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の状況を把握するため、重要な会議に出席することができる。

9. その他監査等委員会の監査が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 監査等委員会は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。

(3) 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して利益供与を行わない事および反社会的勢力からの不当な要求に対して、毅然とした態度で対応することとしております。また、総務部が外部の専門機関や警察と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集を行い、社内への注意喚起を図っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

